

## マイナンバーカードを保険証として利用するためには？

### STEP1

#### マイナンバーカードを申請

- まず、マイナンバーカードを作ります。次の4通りの中から申請方法を選択できます。
  - ①スマートフォンやパソコンなどを使いオンライン申請をする
  - ②郵送で申請をする
  - ③まちなかの証明写真機から申請をする
  - ④市民課の窓口で申請をする
- ※持ち物など詳しくは、市ウェブサイトを確認ください

市ウェブサイト  
カードの申請を  
お手伝い▶



### STEP2

#### 保険証として登録

- マイナンバーカードが届いたら、保険証の登録をします。次の4通りの中から登録方法を選択できます。
- ①医療機関・薬局の受付に設置してあるカードリーダーで登録をする
- ②スマホやパソコンなどを使い「マイナポータル」から登録する
- ③セブン銀行ATMから登録をする
- ④保険年金課の窓口で登録をする



### STEP3

#### 医療機関・薬局で受け付け

- マイナ保険証の利用方法は次の通りです。
- ①顔認証付きカードリーダーにマイナンバーカードを置く
- ②本人確認を行う（顔認証か暗証番号）
- ③診療や服薬など、情報提供の同意を選択



#### 保険年金課の窓口を利用ください

保険年金課の窓口で、簡単にマイナンバーカードを保険証登録できます。スマホも不要です。窓口で登録を希望する場合は、以下のものを用意してください。

- ①マイナンバーカード
- ②マイナンバーカード登録時に設定した暗証番号（4桁）



## Q & A

- Q. マイナンバーカードを持っていない場合はどうなるの？  
 A. マイナンバーカードを取得していない方や、健康保険証利用の登録をしていない方には、令和6年秋以降に、加入している医療保険の保険者から「資格確認書」が交付されます。「資格確認書」を持参し、医療機関で受診してください。有効期間は、5年以内で保険者が設定します。
- Q. どの病院や薬局でも使えるの？  
 A. どの病院や薬局でも保険証として利用できるよう、医療機関や薬局にシステム導入が原則として義務付けられており、順次導入を進めています。
- Q. どうすれば電子処方箋を発行してもらえるの？  
 A. あらかじめ、調剤を受ける薬局が電子処方箋に対応していることを確認しておいてください。医療機関でマイナ保険証を使って受け付けする際に、電子処方箋を選んでください。

厚生省マイナ保険証利用対応の医療機関・薬局▶



### マイナンバーカードの保険証利用に関する質問や問い合わせは…

マイナンバー総合フリーダイヤル  
 ☎0120-95-0178  
 平日 午前9時半～午後8時  
 土日祝 午前9時半～午後5時半  
 ※年末年始を除く



厚生省ウェブサイト▶



デジタル庁ウェブサイト▶



# マイナ保険証を利用ください

令和6年12月2日から現行の保険証は発行されなくなります

国の制度改正により、これまでの健康保険証は本年秋以降に廃止され、マイナンバーカードへ一本化されることになっています。本年12月1日時点で手元にある保険証は有効期限まで使えますが、転職で保険者が変わったり、氏名や住所が変わったりすると使えなくなります。

有効期限は、保険者ごとに異なります。マイナンバーカードを持っていない方や保険証利用の登録をしていない方は、早めに手続きをしましょう。

問 保険年金課 ☎26-6813



## マイナ保険証を使うメリット

- データに基づく適切な医療が受けられる  
※1 健診の結果や、過去に処方された薬の情報が医師や薬剤師と共有されるため、データに基づいた適切な医療が受けられます。
- 自身の健診情報を確認でき、健康管理が充実  
※2 「マイナポータル」を利用すれば、健康記録や薬剤情報を閲覧できるので、きめ細かな健康管理ができます。
- 医療機関で、限度額以上の支払いが免除に  
 医療費が高額になったとき、「限度額適用認定証」を掲示しなくても、自己負担限度額以上の支払いが免除されます。
- 転職や転居をしても、保険証の切り替えが不要  
 転職や転居をした場合でも同じカードを使えるので、切り替えの手間が省けます。  
※ 保険者（国保や健保組合など）への手続きは必要です
- 医療費控除の確定申告が簡単に  
 医療費控除を受けるための確定申告で、領収書を提出する必要がなくなり、簡単な手続きで行えるようになります。
- 電子処方箋で、薬の受け取りがスムーズに  
 紙の処方箋に代わる「電子処方箋」を簡単に利用でき、処方待ち時間が短縮されるなど、薬の受け取りが便利になります。

※1 健診は、特定健診、すこやか健診のみが対象です

※2 「マイナポータル」は、マイナンバーカードを使った行政手続きのオンライン窓口です

### 国民健康保険に加入の方

有効期限が令和7年7月31日までの新しい保険証が7月中に郵送されますが、令和8年度からは、交付されません。12月2日以降に新たに加入した場合も交付されません。7月中に郵送する新しい被保険者証台紙の下部には、マイナンバーの下4桁が表示されています。

### 後期高齢者医療保険に加入の方

有効期限が令和7年7月31日までの新しい保険証が7月中に郵送されますが、令和8年度からは交付されません。12月2日以降に新たに資格取得した方や変更があった方にも交付されません。7月中に郵送する新しい被保険者証台紙の上部には、マイナンバーの下4桁が表示されています。